

審議会等の会議結果報告

1 会議名	令和6年度第2回津市介護保険事業等検討委員会
2 開催日時	令和6年11月14日（木） 午後2時から午後3時まで
3 開催場所	津市本庁舎 8階大会議室A・B
4 出席した者の氏名	（津市介護保険事業等検討委員会委員） 浅田順子、石川博之、笠井瑞穂、清水明、高林光暁、 武田誠一、田端佳代子、寺田幸司、中川佳子、 林幹也、福本克己、古川和也、村瀬博、渡部泰和 （事務局） 健康福祉部長 坂倉誠 健康福祉部次長 松田孝行 介護保険課長 永合由典 高齢福祉課長 長谷川義記 地域包括ケア推進室長 新なおみ 高齢福祉課調整・高齢福祉担当主幹 橋爪秀典 地域包括ケア推進室地域包括ケア推進担当主幹（兼） 地域包括支援センター 前山広重 介護保険課調整・介護保険担当主幹 鈴木弘一 介護保険課介護保険担当主幹 土田仁美
5 内容	(1) 委員長、副委員長の選任について (2) 地域包括支援センターの事業評価について (3) その他
6 公開又は非公開	公開
7 傍聴者の数	0人
8 担当	健康福祉部介護保険課介護保険担当 電話番号 059-229-3149 E-mail 229-3149@city.tsu.lg.jp

議事の内容 下記のとおり

事務局（土田）　引き続きまして、令和6年度第2回介護保険事業等検討委員会に移らせていただきます。当委員会につきましては、津市情報公開条例第23条の規定に基づき公開とし、会議の議事録は津市のホームページ上で公開することになっており、議事録作成のため、録音を行いますので、ご了承のほどよろしくお願いします。

また、本日の委員の皆様は、50音順とさせていただきますのでご了承願います。

それでは、本日の資料の確認をいたします。本日は、事項書、委員名簿、津市介護保険事業等検討委員会設置要綱、資料1　令和6年度（令和5年度分）地域包括支援センターの事業評価について、パンフレット「わかりやすい　地域包括支援センター　利用のてびき」、最後に、事前に配布させていただきました、「津市第10次高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画」をお持ちいただいているかと思います。資料は以上となりますが、不足の資料がありましたら、お申し出いただきますようお願いいたします。

次に、本日は、新たな任期の最初の会議になりますことから、ここで、事務局の職員を紹介させていただきます。

【事務局紹介】

本日、委員17名のうち出席委員14名であり、津市介護保険事業等検討委員会設置要綱第6条第2項の規定に基づき、本委員会が成立していることをご報告申し上げます。

それでは、新たな任期の最初の会議となりますので、当検討委員会について簡単にご説明させていただきます。当検討委員会は、お手元の津市介護保険事業等検討委員会設置要綱を設置の根拠とし、津市介護保険事業の円滑な運営及び高齢者福祉施策の効果的な推進に関し広く意見を求めることを目的に設置されています。主な内容といたしまして、

- ①老人福祉法の規定に基づき作成される高齢者福祉計画及び介護保険法の規定に基づき作成される市町村介護保険事業計画の見直し等に関すること。現計画は、令和6年度から令和8

年度を計画期間とする津市第10次高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画であり、令和6年3月に策定しております。

②地域包括支援センターの設置及び運営に関すること。地域包括支援センターにつきましては、本日の資料として配布しましたパンフレットの2ページ、3ページにあります介護予防ケアマネジメント、総合相談業務、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメントを担っており、現在、当市本庁舎内の地域包括ケア推進室にある直営の地域包括支援センターを基幹型とし、市内10か所に委託型地域包括支援センターを設置しております。

③地域密着型サービスの指定等に関すること。地域密着型サービスとは、介護が必要になっても、住み慣れた地域で生活を続けられるように地域の特性に応じた柔軟な体制で提供される、津市が指定している介護保険サービスです。この地域密着型サービスにつきましては、計画に基づき、地域のニーズや事業者の動向を見ながら、未整備圏域を中心に整備を進めています。

次に津市介護保険事業等検討委員会設置要綱第7条にございます本委員会の部会の役割について、ご説明申し上げます。本委員会には2つの部会がございまして、1つ目は、「サービス向上部会」です。介護保険被保険者等からのサービス内容、サービス提供事業者等に係る相談及び苦情に関し、ご意見をいただくものでございます。

2つ目は「介護認定推進部会」です。介護保険被保険者等からの介護認定に係る相談及び苦情に関し、ご意見をいただくものでございます。介護保険課における日常業務の中では、電話や窓口等で介護サービスや介護認定に関する相談や苦情が寄せられますが、これまでのところ、サービス向上部会及び介護認定推進部会の委員の方々のご意見をいただき解決に至るような案件は発生しておりません。今後、部会の開催が必要な案件が発生しました際には、ご協力をいただくこともございますので、よろしくお願い致します。

それでは、事項書1の本委員会の委員長と副委員長を選出いた

だきたいと思います。

「津市介護保険事業等検討委員会設置要綱」第5条第1項の規定に基づきまして、委員の互選により選出していただくことになっておりますが、いかがいたしましょうか。

【事務局一任の声】

事務局（土田） 事務局一任の声をいただきましたので、過去の例によりますと、事務局から選任案をご提案させていただいておりますので、今回もこれまでと同様に事務局案をご提案させていただいてよろしいでしょうか。

【異議なしの声】

事務局（土田） ありがとうございます。それでは、事務局案を申し上げます。

事務局（永合） まず、委員長には、医療・介護・福祉・保健などの充実に取り組んでおられる、津地区医師会で、会長を努めていただいております渡部泰和委員に委員長をお願いしたいと考えております。また、副委員長ですが、地域の産業・交通・教育・労働等の発展に取り組んでおられる、津商工会議所女性会で、副会長を務めていただいております笠井瑞穂委員をお願いしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

【異議なしの声】

事務局（土田） ありがとうございます。それでは委員長には渡部泰和様、副委員長には笠井瑞穂様をお願いしたいと思います。渡部様、笠井様は、委員長席、副委員長席までご移動をお願いします。

【席の移動】

事務局（土田） それでは、渡部委員長、一言ご挨拶をよろしくをお願いします。

【渡部委員長の挨拶】

事務局（土田） ありがとうございました。続きまして、笠井副委員長、一言ご挨拶をよろしくお願いします。

【笠井副委員長の挨拶】

事務局（土田） では、このあと、渡部委員長に議事の進行をお願いしたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

渡部委員長 それでは、議事に移りたいと思いますので、進行にご協力をお願いします。

まず、事項1としまして、先ほど事務局から説明のありました、本委員会に設置されております「サービス向上部会」と「介護認定推進部会」の委員の選出についてですが、部会の委員については、当検討委員会設置要綱第7条第2項の規定に基づき、サービス向上部会及び介護認定推進部会の委員を委員長が指名することになっておりますので、指名させていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

【異議なしの声】

渡部委員長 ご異議がないようですので、指名につきましては、部会の設置趣旨に基づき、保健医療関係、福祉関係、被保険者の委員から選出するということで、ご了承いただきたいと思います。それでは、まず「サービス向上部会」ですが、久居一志地区医師会の奥田昌也さん、津市老人福祉施設協会の高林光暁さん、津市社会福祉協議会の石川博之さん、被保険者代表の村瀬博さん、以上4人の方をお願いをしたいと思います。

次に、「介護認定推進部会」ですが、津歯科医師会の林幹也さん、三重県老人保健施設協会の永田博一さん、津市ボランティア協議会の横山立夫さん、被保険者代表の田端佳代子さん、以上、4人の方をお願いしたいと思います。

指名をさせていただきました 8 人の方は、部会の運営にご協力をいただきますようお願いいたします。

続きまして、事項 2「地域包括支援センターの事業評価について」事務局の説明を求めます。

事務局（前山） 事項 2 の「地域包括支援センターの事業評価について」について報告させていただきます。また、報告において、地域包括支援センターをセンターと省略し、説明させていただくところもございますのでよろしくお願いします。では資料 1 の 1 ページをお願いします。

はじめに、地域包括支援センターの事業評価は、平成 29 年の介護保険法の改正に伴い、平成 30 年度から全国の市町村で、「市町村、センターによる評価の実施と、その結果を踏まえて必要な措置を講じること」が義務化されております。本市におきましては、国の義務化に先駆け、平成 26 年度から委託型地域包括支援センターの評価を実施しています。今年度も、委託しております 10 の地域包括支援センターに対し、評価を実施しましたので報告します。

まず、1 の評価の目的についてですが、各センターが自己評価し、その後、設置者の津市が点検・評価を行い、評価結果に基づく適切な助言及び指導を行い、各センターがそれらの指導事項等を速やかに実行することで、実施する事業の質の向上を図り、センターの安定的・継続的な運営体制を構築することを目的としています。2 の評価時点ですが、ほとんどが前年度（令和 5 年度）の実績を対象としていますが、指標毎に評価時点が決まっていますので、一部指標は決められた時点で評価をしています。次に、3 の評価の手順ですが、先ほど申しましたように、各センターが自己評価し、市が、センターが行った自己評価をもとに点検・評価を行い、各センターに講評と指導を実施し、評価結果について本日の検討委員会に報告し、最終評価とする流れとなっています。参考までに今年度の事業評価の実施時期をかつこに明記しています。

2 ページをお願いします。4 の評価指標です。今回は新しい委員の方もお見えですので、少し詳細に説明させていただきます。

評価指標は、国から示された56指標と、市独自の7指標を加えた合計63指標で評価しています。この、国の56指標は、全国统一した指標であり、全国の市町村の包括支援センターも同様に、この56指標で評価しています。市独自の7指標ですが、当市は、平成26年度から評価を実施していましたので、平成30年度に国の指標が示された際、より客観的な評価を行うことを目的に、これまでの指標を精査し、国の指標と重複しない7指標を、市の独自指標として加え、合計63指標で評価することとしました。

また、評価項目の構成といたしましては、5にまとめてございます。国の区分にあわせまして、1、組織・運営体制、2、個別業務、3、事業間連携のカテゴリー別にそれぞれの項目について評価項目が決まっております。例えば、(1)の組織・運営体制ですと、評価項目数ですが、国の12項目に市の独自の1項目を追加しまして、合計13項目で評価しているところです。この各項目内容の詳細ですが、3ページのA3の資料をご覧ください。星マークがついている網掛けの項目が市の独自項目となっており、マークのないものが国の項目になっています。63項目を区分別にまとめ、評価の質問内容はこのようになっています。

では、各センターの評価結果について説明します。4ページの評価結果一覧と先ほどの3ページのA3の評価指標を合わせてご覧ください。

4ページの評価結果一覧ですが、それぞれの区分ごとに評価項目があり、評価項目ごとに、市の独自項目も含めたそれぞれの「指標数」となっています。1指標1点で、全部で63点満点となります。センター毎に、白枠内は各センターが自ら行った「自己評価」、網掛けは市が実地調査で点検し、総合的な評価を行った「総合評価」です。実線の丸囲いは、自己評価では達成としていましたが、実地調査の結果、減点となった項目です。また、破線の丸囲いは、センター自ら自己評価を行い、達成できなかったと評価し減点とした項目です。

全体の評価は、ご覧のとおりで、各センターは59点から63点満点と概ね評価内容を達成していました。達成できなかった主な内容は、区分1、組織・運営体制等の評価項目（1）組織・運営体制が3か所のセンターが減点となっていますが、3ページの評価指標3「指導の内容により、逐次、センターの業務改善が図られているか」について、令和5年度の指摘事項が改善されていなかったセンターが3か所、評価指標7の「三職種を配置しているか」ができていなかったセンターが1か所ありました。

令和5年度の指摘事項について、改善できなかった主な指標は、指標63の「生活支援コーディネーター・協議体と地域における高齢者のニーズや社会資源について協議をしているか」です。この指標については、生活支援体制事業との連携状況の評価することを趣旨としていますが、生活支援コーディネーター及び協議体いずれとも協議している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱うことになっており、いずれも担当地域に協議体がないため、協議ができなかったとの理由によるものです。

ほかでは、区分2の個別業務の指標31「地域住民や関係機関に、認知症高齢者の理解のため、啓発活動を行っているか」で、本市では認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る応援者、認知症サポーターの養成講座を実施しております。年2回開催かつ50人以上のサポーターの養成を目標としておりますが、達成できていなかったセンターがあり、減点となっております。

評価結果については以上ですが、10か所のセンターについて、令和7年度も継続し、今年度同様委託をしていきたいと考えます。また、各センターが居宅介護支援事業所へ委託し、作成するケアプランについても確認した所、適切であったことを確認しましたので、今後も継続したいと思います。最後に5ページですが、評価業務の流れと評価の根拠法令を抜粋した資料となります。またご覧いただければと思います。今年度の地域包括支援センターの事業評価についての報告は以上となります。

渡部委員長

ありがとうございました。この評価結果を見ると、ほぼ満足の

いくものではないかと思っておりますが、委員の皆様、ただ今の説明に関して、ご意見、ご質問がありましたら発言をお願いいたします。

寺田委員

達成されていなかった項目はどのような指導をしているのか。また、点数上にはありませんが、地域包括支援センターについて地域差があったように思いますが、今の現状は差が埋まっていると思われるでしょうか。

事務局（新）

事業評価の減点されている項目ですが、5年度の評価を6年度に行っておりまして、6年度の中でお話をさせてもらっているところですが、ただ前年度（5年度）に出来なかったことが6年度にはもう改善させてもらっているような状況にはなっておりますので、これからまた新しく指導とかも変わっていきませんが、今後とも逐一指導をさせてもらいながら改善してもらおうようにやっていきたいと思っております。

2点目ですが、地域包括支援センターが行う業務については、それぞれの包括で決まっておりますが、地域特性というものがたくさんありますので、それらに応じて事業の運営をいろいろと変えていっています。その中で職員の出入りがあつたりとかになると、ある程度上がってきたところは少し下がったりというようなところもあつたりはしますが、長年職員が継続して配置されている包括がほとんどですので、その中で覚えながら指導するという形で全くないとは言いきれないところはありますが、それぞれの包括支援センターで努力して格差のないように動いていただいていると思っております。

渡部委員長

ありがとうございました。他にどなたかご質問ありますか。

福本委員

この評価の中に地域住民の方の意見を入れるような項目はないのでしょうか。その意見の中で気になるようなものがあれば教えていただければと思います。

事務局（新） 事業評価指標の中、横長のA3表の中の指標63に生活支援コーディネートという事業をやっていますが、そういうところと協議しながら地域の声を聞いてもらいながら、包括が運営に役立てていくという形にはなっておりますので、間接的にはなりますが、地域ニーズをきちんと確認させていただきながら事業の運用をさせていただいていると認識しております。

渡部委員長 他にどなたかご質問ありますか。
質問もないようですので、ありがとうございました。続きまして、事項3「その他」について、事務局から何かありますでしょうか。

事務局（永合） 地域密着型サービス事業者の公募結果につきましてご報告申し上げます。

地域密着型サービスの一部のサービスの新規の開設につきましては、公募により事業者を選定することとしております。前回の5月30日の当委員会におきまして、4種類の地域密着型サービス、1つ目が定期巡回・随時対応型訪問介護看護、2つ目が認知症対応型通所介護（単独型）、3つ目が小規模多機能型居宅介護、4つ目が看護小規模多機能型居宅介護について、事業者を公募することを説明いたしました。

その後、8月16日に広報津やホームページで募集を行い、9月5日から10月4日までの間、応募を受け付けいたしましたが、今回は応募がございませんでしたので、この場でご報告させていただきます。

渡部委員長 ありがとうございます。新しく事業所ができているというのも少ないんですね。

事務局（永合） 公募をするにあたりまして、少し事業所からも問い合わせがありました。今回、実際に応募までには至らなかったという状況です。ここ数年につきましては、定期巡回・随時対応型訪問介護看護と看護小規模多機能型居宅介護の2事業所が整備されている

状況もありまして、全くないという状況ではありませんが、やはりなかなか手が上げにくいというのもありますので、引き続きどのようなニーズがあるのかを検討しながら今後も進めていきたいと思っています。

公募のお話としまして、今回お配りさせていただきました事業計画の59ページをご覧ください。こちらのページで「地域密着型サービスの充実」という項目を設けさせていただいておりまして、先ほどご報告させていただきました表の上から定期巡回・随時対応型訪問介護看護、4つ目の認知症対応型通所介護、その下の小規模多機能型居宅介護、一番下の看護小規模多機能型居宅介護、こちらの4種類の地域密着型サービスを今年度公募させていただいたところになります。計画に書かせていただいておりますように、利用状況やニーズを見ながら今後整備を進めていきますという部分もありますので、そのあたりの把握をしっかりとしながら、来年度の公募に向けていろいろと情報を集め、検討していきたいと思っています。

渡部委員長

ありがとうございました。需要と供給の関係でサービスを受けたいけれど受けられないなど、そのような市民の声はないのでしょうか。実際に事業をされている委員の方いかがでしょうか。石川委員いかがでしょうか。

石川委員

そうですね。この頃、老人関係の施設は非常に多様になってきておりまして、自由に選べる状態にはなっていますが、結構費用がかかりますので、ちょっと相談をしていると気になるところですね。小規模多機能型居宅介護は本当にこじんまりとしていて、アットホームでいい感じだと思いますけれども、いずれにしても、ご家族の方がどれだけ相手の施設を信用・信頼するかというのは、大きなところがあります。できれば費用がどんどん安くなると一番いいかなとは思いますが、たくさん施設ができておりますので、自由に選べるという面では非常に良くなってきていると思います。

中川委員

地域密着型サービスはとてもいいサービスだと思っていて、先ほどおっしゃってみえた小規模多機能型居宅介護とか看護小規模多機能型居宅介護のご利用者さんを見ていて、とてもマッチする方がいるので、ニーズはたくさんあると思います。しかし、地域にそのサービスがなければ紹介もできないというところがあります。なかなか経営上難しいというお話もよく法人さんからは聞いており、二の足を踏んでいるというのもおありになるのではないかと思います。ケアマネジャーの立場から言うと、地域にあればいいのになと思いますが、地域になればやはり利用できないことにもなるなと思います。

渡部委員長

ありがとうございました。施設が不足している地域を抽出していただいて、案内するようなことをしてもらっているのかなと思います。

高林委員

今ケアマネジャーの方がおっしゃったとおり、私はちょっと違った視点が実はありまして、少し話が戻ってしまい申し訳ないんですが、今日ちょうど地域包括支援センターの事業評価についての報告がありまして、そちらも含めてになりますが、ご利用者の方にとって、要はサプライヤー側はどこで判断するか、最終的に私はご利用者さん、あるいはご家族の判断だと思っています。

そうなってくると、本当の意味での選択がまだできていないのではないか。これはすみません、自分たちが体験している経験しているレベルでのお話で申し訳ないんですが、今すごくその理由として定義がかなり違います。例えば、従来型の特別養護老人ホーム、あるいは養護老人ホーム、ケアハウス、軽費老人ホームなどこのようなところを選ばれるわけです。ところが、待機で入れない。そうすると待ったはなしはきかないので、地域に現在ある小規模多機能型居宅が選択される、それ自体は別に選択肢が広がっていいと思いますが、ただちょっと利用料が高いなという愚痴は聞きます。これは仕方がないことですけど。

ところが、本当に一部の事業所だと思いますが、どこかの施設へ入られてお金のことでなくて、やはりちょっと順番を待って

もいいので違う施設へ移りたいということを言われる方もいらっしゃるわけです。それはサービスの中身を見て、そこまで入っていくのは非常に難しいことだと思いますが、本当にそのサービスに対するきちんとした評価がもう少し広げできないのかなと思います。最近は少ないと思いますが、以前は第三者評価というシステムがあって、多くの施設で特にサプライヤー側の施設ですね、具体的には県の社会福祉協議会、それから百五銀行も取り扱っていたと思います。他にもあったと思いますが、このようなところへ委託をして半年ぐらいかかりますがあくまでも第三者の評価をいただく、認定をもらうというやり方を当時結構していたケースがあります。全部の施設はやっていないと思います。そのときにすごく感じたことがあります、その評価する項目の中に利用者、家族の方々の直接的な評価が入るんです。

それからもう一つは、今ここで言う組織・運営体制のチェックの項目があると言いましたが、書面上のチェックではなくて実際にこの第三者評価を受けると、第三者評価委員の方々が職員に直接聞く、こちらの運用はいいのか、あるいは体制はいいのかなど、だからごまかしがきかない。逆に利用者であったり、スタッフであったり職員が臨んでいる姿をその中から探り出していくようなやり方を、昔ですが私が経験したので、今ちょっと途中で言うのをやめたんですが、地域包括支援センターの事業評価も、もう少しこのようなものを入れられないかなと個人的には思っております。それから後の話になりますが、サプライヤーからの視点で言うと、今後特別養護老人ホームとかあるいはケアハウスとかに対して、地域型のものが出来ている今の状況ではありますが、難しいかなとは思いますが、老人福祉法上の施設をもう少し増やすのはどうかなと個人的には思っております。いろいろなところで課題はあると思いますが、ちょっとそのようなことを感じております。

渡部委員長

貴重なご意見、ありがとうございます。働いているスタッフの評価も直接的には言えないかもしれませんが、あるといいのではと思います。他にどなたがご意見ありませんか。

村瀬委員

1つは訪問介護のヘルパー不足というのは、全国的に問題になっていますが、現在の津市の訪問介護の供給というか状況はどのように行政で把握されていますか。私が事業所から聞く分には、大都市のような不足はまだないけれども、例えば朝昼晩とか頻回に訪問介護が必要な方については、1つの事業所ではなかなか賄えない、2つの事業所でそういう方を見ているという話も聞きます。それと関連して、この1、2年の間で事業所の休止または指定の廃止について、津市の中ではどのくらいあるのかというのを教えていただきたいと思います。

もう一つ、今質問にもありました県が行っている特別養護老人ホームの申込者の状況、待機者になりますが、いわゆる個室のある特別養護老人ホームと従来型の相部屋、多床室の特別養護老人ホームでは、大分待機者の数が違うというように思っています。できれば、従来型の相部屋の多床室と個室の特別養護老人ホームの待機者の数というか全体の平均で構いませんので、そういう資料を出していただけたらありがたいなと思います。

それと関連して、県の調査の中で多様化いろいろ選べるというお話が出ましたが、サービス付き高齢者向け住宅あるいは有料老人ホームで、特別養護老人ホームに入りたいので待機しているという数が、もうずっとこの間、県の調査で1割から1割5分ぐらいの比率で、割合としては私自身高い比率だと思っていますけれど、サービス付き高齢者向け住宅あるいは有料老人ホームから特別養護老人ホームに移られた方は、津市内でどのくらいいるのか細かい話になりますが、把握できるかどうかというのは私も分かりませんが、そこらへんの問題でやはり価格の多様化、いろいろ選べるという意味ではいいことなんですけど、本当にあまり身寄りもない低所得の方が行くところが選べるという、実際には選べるという状況にはなっていないという認識を私はしていますので、ちょっとそこらへんのいわゆる多床室の特別養護老人ホームの待機者の平均、個室の特別養護老人ホームの待機者の平均を資料として提出いただければありがたいなと思います。

渡部委員長 ありがとうございます。いろんな資料ですが、急に提出をと言ってもなかなか難しいとは思いますが、そういう資料がありましたら、また提示していただければと思います。今何か答えられる範囲で簡単をお願いします。

事務局（永合） ただ今ご質問いただきました中で、まず初めに、訪問介護の現状ということでご質問いただきました。ちょっと数字の方なんです、県の方の登録の数字になりますが、令和5年4月1日現在、112事業所でありましたところ、令和6年4月1日現在では114事業所ということで、傾向としましては減少というよりは横ばい、あるいは少し増加しているような状況でございます。例えば令和5年度中ですと、新規の事業所の立ち上げが8事業所あったという中で、廃止等も同じくらいの数があったというようなところで、新規と廃止が同じくらいの数できているのではないかとこのところでは。

今、報道等で訪問介護は報酬が下がったという部分で、かなり運営、経営が大変だという話が出ておりますが、現状のところ津市内では目立って廃止が増えているというところは、今のところ見受けられない状況ではありますが、今後どのようなようになっていくかは注視していきたいと考えています。実際問題としましては、経営の問題プラス人材の方になりますが、高齢化が進んでいるのは津市だけではないと思いますが、今後人材確保という点でもそのへんのところはしっかり見ていきたいと思っております。

次に特別養護老人ホームの待機者の話ですが、県の方で調査を毎年かけておりまして、9月1日現在の待機者の状況を県から数字をもらってはいますが、その中で市全体の数字はいただいておりますが、各施設ごとに分けた数字はいただいておりますので、多床室とユニット型の分類の数字が出るかどうかは今のところ県からもらっている資料だけでは難しいと考えますが、一度確認させていただきたいと思います。

もう一つ、サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホームから特別養護老人ホームへ移られた方がどれくらいいるかということなんです、このあたりにつきましては、なかなか把握が難しい

部分がありまして、把握をしようとする、実際にサービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホーム、あるいは特別養護老人ホームにアンケートをさせていただいてその数字を拾うという方向になると思いますのが、こちらでそういったアンケートを行っておりませんので、できましたら次の計画を策定するにあたって必要であるかどうかという点も含めまして、検討していきたいと思います。

渡部委員長

ありがとうございました。他によろしいでしょうか。

それでは、委員の皆様、貴重なご意見ありがとうございました。これをもちまして、本日の津市介護保険事業等検討委員会を終了します。

委員の皆様には、お忙しい中、長時間ありがとうございました。

事務局（土田）

渡部委員長ありがとうございました。また、委員の皆様には、長時間にわたりましてご審議をいただき、ありがとうございました。

次回の当委員会は、来年2月頃の開催を予定しております。開催日につきましては委員長とも相談した上で、各委員の皆様にご案内をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。これにて、終了させていただきます。